

# 大阪大学外国語学部学生表彰規程

平成 20 年 7 月 3 日

制 定

最近改正 令 5.2.3

(趣旨)

**第1条** この規程は、大阪大学外国語学部（以下「本学部」という。）の学生（学生団体を含む。以下同じ。）の表彰に關し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の名称)

**第2条** 表彰の名称は、大阪大学外国語学部長賞とする。

(表彰の基準)

**第3条** 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

- (1) 極めて優秀な成績を修め、他の学生の模範になると認められるもの
- (2) 学業又は課外活動の成果が特に優れると認められるもの
- (3) 本学部の名誉を著しく高めたと認められるもの
- (4) その他外国語学部長（以下「学部長」という。）が特に表彰に値すると認めるもの

(表彰の推薦)

**第4条** 専攻語代表又は顧問教員は、前条第2号及び第3号の規定に該当すると認められる学生があるときは、別記様式の表彰候補者推薦書により学部長に推薦することができる。

(表彰の決定)

**第5条** 学部長は、前条の推薦等があったときは、外国語学部学生支援委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、当該学生の表彰を決定する。

(表彰)

**第6条** 表彰は、学部長が表彰状を授与することにより行う。

- 2 学部長は、前項の表彰状の授与にあわせて、記念品を贈呈することができる。
- 3 第1項に規定する表彰状の授与は、原則として大阪大学学部学則第5条に規定する春・夏学期間及び秋・冬学期間ごとに行うものとし、その際には、副学部長その他学部長が必要と認める者が立ち会うものとする。

(公表)

**第7条** 学部長は、学生を表彰したときは、掲示により学内に周知する。

(雑則)

**第8条** 学生の表彰に關しこの規程により難いときは、学部長が、委員会に諮って、これを決定する。

## 附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 3 日から施行し、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。

## 附 則

この改正は、平成 29 年 11 月 2 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則

この改正は、平成 30 年 10 月 4 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則

この改正は、令和 5 年 2 月 3 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

**別記様式**（第4条関係）

表彰候補者推薦書

年　　月　　日

大阪大学外国語学部長 殿

推薦者

職名

氏名

印

大阪大学外国語学部学生表彰規程第4条の規定に基づき、下記のとおり推薦します。

記

1 被推薦者の所属・氏名又は名称等

2 該当条項：大阪大学外国語学部学生表彰規程第3条第 号

(※第3条第2号又は同第3号のいずれかを記入すること。)

3 推薦理由

4 関係書類：（例）成績証明書、賞状等の写し、新聞記事等

（注）当該関係書類を添付すること。